区役所の窓口案内

※　係の電話は直通ですので、ご用の係へ直接お電話ください。
※　担当の係がわからない場合は、総合案内(978-2323)にお電話ください。
(令和7年1月時点のものになります)

	課　名	係　名	主な業務内容
総務部	総務課	庶務係 978-2211～3	地番変更証明　区名変更証明　市民活動保険 仮ナンバー　災害対策
		予算調整係 978-2214	庁舎管理　区の予算・決算　落とし物
		統計選挙係 978-2205～7	各種統計調査　各種選挙（期日前・不在者投票） 選挙管理委員会
	区政推進課	広報相談係 978-2221～2	特別相談　広聴（陳情等）　広報　情報公開受付　庁内案内
		企画調整係 978-2216～7	区内の主要事業の企画・調整
		まちづくり調整担当 978-2217	まちのルールづくり相談
	地域振興課	地域活動係 978-2291～2	自治会・町内会　交通安全　商店街活性化　中小企業振興 区民まつり
		地域力推進担当 978-2286	地域活動の支援　協働による地域づくりの支援・推進
		資源化推進担当 978-2299	３R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 ごみの減量化　不法投棄対策　地域清掃　防犯灯　防犯
		文化・コミュニティ係 978-2295	生涯学習支援　芸術文化振興　多文化共生
		スポーツ・施設担当 978-2297	区民利用施設　スポーツ振興
	区民活動支援センター	978-3327	生涯学習・市民活動支援　情報の提供
	戸籍課	戸籍担当 978-2225	戸籍の諸届（出生届・婚姻届など） 除籍謄抄本　受理証明　身分証明
		登録担当 978-2233	住民異動の諸届（転入・転出・転居など） マイナンバーカードの交付 公的個人認証サービス（電子証明書）の手続 印鑑登録　小中学校の就学・転入学の手続
	戸籍課 証明発行窓口	978-2233	住民票の写し　住民票記載事項証明　印鑑証明　年金現況証明 戸籍全部・個人事項証明（戸籍謄抄本）戸籍の附票の写し
	あざみ野駅行政サービスコーナー ※時間により即時交付できないものがあります。	903-8291	同上（戸籍課証明発行窓口と同じ）身分証明 市民税・県民税（非）課税証明　市税の納税証明 固定資産課税台帳登録事項証明（土地・家屋現年度分）
	税務課	市民税担当 978-2241～3 2245～6	個人の市・県民税の申告・課税　課税・非課税証明 原付バイクの登録・廃車
		土地担当 978-2248～50	土地の評価・課税 固定資産（土地・家屋）の証明　住宅用家屋証明（中古）
		家屋担当 978-2254～7	家屋の評価・課税
		収納担当 978-2275～8	市税の収納　納税相談　納税証明
	区会計室	会計係 978-2261～2	区の収入・支出、手数料・収入証紙の払い戻し

	課　　名	係　　名	主　な　業　務　内　容
福祉保健センター	福祉保健課	運営企画係 978-2433	民生委員・児童委員　災害見舞金・弔慰金
		事業企画担当 978-2436	地域福祉保健計画　青葉かがやく生き生きプラン 地域ケアプラザ等の運営管理
		健康づくり係 978-2438	がん検診　結核・感染症対策　予防接種　被爆者援護事業 エイズ検査　栄養相談　禁煙相談　歯科相談　生活習慣病予防 食生活等改善推進員（ヘルスメイト）　保健活動推進員
	高齢・障害支援課	高齢・障害事務係 978-2444～5	高齢者・身体障害者（18歳以上）・知的障害者（18歳以上） ・精神障害者などに関する相談、介護保険申請、指定難病の申請、 濱ともカード・敬老特別乗車証・福祉特別乗車券・福祉タクシー券・ 自動車燃料券の交付　有料道路障害者割引　老人クラブ
		高齢者支援担当 978-2449	要援護高齢者支援　介護予防支援　訪問指導 中途障害者支援　権利擁護
		介護保険担当 978-2478～9	要介護認定
		障害者支援担当 978-2453	身体障害者福祉（18歳以上）　知的障害者福祉（18歳以上） 精神障害者福祉　難病患者支援
		地域包括ケア推進担当 978-2449	地域包括ケアシステムの構築・推進
	こども家庭支援課	こども家庭係 978-2459	児童手当　小児慢性特定疾病　養育医療　育成医療 母子健康手帳　乳幼児健康診査
		子育て支援担当 978-2456	母子保健　子育て支援　こんにちは赤ちゃん訪問 女性の健康相談
		978-2457	ひとり親福祉　女性福祉相談　障害児福祉
		保育担当 978-2428	市立保育所の運営管理　認可保育所等への入所　横浜保育室 保育・教育にかかる無償化　地域での育児支援 待機児童対策　幼稚園
		学校連携・こども担当 978-2345	放課後キッズクラブ　放課後児童クラブ（学童） 青少年指導員　読書活動推進　青少年の地域活動拠点
		こども家庭相談 978-2460	妊娠期から概ね18才までの子育て等に関する相談
	生活支援課	事務係 978-2435	戦没者特別弔慰金等の申請
		生活支援係 978-2446	生活保護・生活困窮者自立支援の相談
	保険年金課	国民年金係 978-2331	国民年金の加入・喪失 障害基礎年金の相談
		保険係 978-2335	国民健康保険・介護保険への加入・喪失の届出 国民健康保険料・介護保険料の仕組みや決め方　限度額認定証
		978-2337	小児・障害者等の医療費助成　国民健康保険・介護保険の給付 後期高齢者医療制度の資格異動・保険料・給付
		978-2431	国民健康保険料　介護保険料　後期高齢者医療保険料 の支払、納付相談
	生活衛生課	食品衛生担当 978-2463～4	食品関係営業の許可、指導　食品に関する相談 医療従事者等の免許の申請 薬局等の許可、医療施設等の届出
		環境衛生担当 978-2465	理容所・美容所等の許認可、指導　害虫・ねずみ等の駆除方法相談 ビル・マンションの受水槽の届出、相談　災害応急用井戸の相談 犬の登録　犬・猫の飼育相談　動物取扱等の申請届出
青葉土木事務所	青葉土木事務所 971-2300 （代表）	管理係	道路・下水自費工事の申請承認　道路、河川水路、公園の 占用許可　公園行為許可（使用許可）
		道路係	道路の維持管理・修繕　街路樹の維持管理、再整備
		下水道・公園係	下水道・河川水路の維持管理、再整備　公園・緑地の維持管理、 再整備　公園愛護会の支援

こんなときはこちら！

	こんなとき	担当窓口	電話
戸籍・住民登録	出生届・婚姻届を出したい	戸籍課戸籍担当	978-2225
	住所を異動したい 印鑑登録をしたい マイナンバーカードを受け取りたい （暗証番号の再設定を含む） 小中学校の就学・転入学手続をしたい	戸籍課登録担当	978-2233
	住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑証明書、戸籍の謄・抄本、戸籍の附票がほしい	戸籍課証明発行窓口 あざみ野駅行政サービスコーナー	978-2233 903-8291
年金	国民年金のことを知りたい	保険年金課国民年金係	978-2331
	厚生年金のことを知りたい、年金相談したい	港北年金事務所	546-8888
		ねんきんサテライト青葉台	981-8211
福祉・保健	高齢者や障害者の福祉・保健のことが知りたい	高齢・障害支援課高齢・障害事務係	978-2445
	介護保険の認定申請をしたい	〃　介護保険担当	978-2478
	生活福祉資金についての相談 善意銀行への寄付 あんしんセンターについて	青葉区社会福祉協議会	972-8836
	外出支援についての相談	青葉区移動情報センター	479-9111
	ボランティア活動についての相談 車イスの貸出等の相談	あおばボランティアセンター	972-7018
	生活にお困りの方	生活支援課生活支援係	978-2446
	民生委員・児童委員を知りたい	福祉保健課運営企画係	978-2433
	福祉・保健の相談をしたい。あるいは支援を受けたい。 ※「地域包括支援センター」が「地域ケアプラザ」にありますのでご相談ください。	荏田　地域ケアプラザ	911-8001
		もえぎ野　〃	974-5402
		奈良　〃	962-8821
		さつきが丘　〃	972-4769
		美しが丘　〃	901-6665
		大場　〃	975-0200
		鴨志田　〃	961-6911
		ビオラ市ケ尾　〃	308-7081
		青葉台　〃	988-0222
		恩田　〃	988-2010
		たまプラーザ　〃	910-5211
		すすき野　〃	909-0071
	障害児・者についての相談	あおば地域活動ホームすてっぷ	988-0222
子ども	母子健康手帳がほしい 乳幼児健康診査を受けたい 児童手当について	こども家庭支援課こども家庭係	978-2459
	児童扶養手当について	こども家庭支援課子育て支援担当	978-2457
	母子保健・子育て支援について		978-2456
	保育所等に入りたい	こども家庭支援課保育担当	978-2428
	妊娠期から学童期・思春期までの子育てに関する相談	こども家庭支援課こども家庭相談	978-2460
	子育てサポートシステム・子育てサークルについて	青葉区地域子育て支援拠点ラフール	482-5518
	予防接種についての相談	福祉保健課健康づくり係	978-2438
	小児医療費助成について	保険年金課保険係	978-2337

	こんなとき	担当窓口	電話
健康	がん検診・エイズ検査をうけたい 健康づくりに関すること	福祉保健課健康づくり係	978-2438 ～2441
医療	休日に急に病気になった	休日急患診療所	973-2707
	夜間、急に病気になった	北部夜間急病センター	911-0088
	高額療養費に関すること	保険年金課保険係	978-2337
	国民健康保険に関すること		978-2335
	医療費助成（障害者・小児・ひとり親家庭医療）		978-2337
	小児慢性特定疾病医療給付等について	こども家庭支援課こども家庭係	978-2459
	指定難病について	高齢・障害支援課高齢・障害事務係	978-2444
生涯学習	文化・区民企画講座などの情報を知りたい	地域振興課文化・コミュニティ係	978-2295
	スポーツ・施設などの情報を知りたい	地域振興課スポーツ・施設担当	978-2297
	活動団体など市民活動の情報を知りたい	区民活動支援センター	978-3327
	市民利用施設予約システムの利用登録をしたい（スポーツセンター・野球場・運動広場・体育館・テニスコートなど）	市民利用施設予約システムサービスセンター	050-2018 -9880
税金	市・県民税　軽自動車税について 課税（所得）証明書・ 非課税証明書がほしい 原付バイクを登録・廃車したい	税務課市民税担当	978-2241 ～3 2245 ～6
	固定資産税・都市計画税（土地）について 固定資産（土地・家屋）の証明書がほしい	税務課土地担当	978-2248 ～50
	固定資産税・都市計画税（家屋）について	税務課家屋担当	978-2254 ～7
	納税証明書がほしい 納付書を再発行してほしい 納期を過ぎた税金について	税務課収納担当	978-2275 ～8
	不動産取得税　自動車税 事業税等について	緑県税事務所	973-1911
	自動車税環境性能割及び 軽自動車税環境性能割について	神奈川県自動車税管理事務所	716-2111
	所得税　相続税　贈与税　消費税 法人税　確定申告等について	緑税務署	972-7771
ごみ・リサイクル	粗大ごみを出したい	粗大ごみ受付センター （携帯電話・IP・PHSからは045-330-3953）	0570-200-530
	ごみと資源物の分け方、出し方について ごみ出し支援について （ふれあい収集、粗大ごみ持ち出し収集等） 燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック資源、古紙・古布収集等について 資源集団回収（自治会・町内会・子供会について等）	資源循環局青葉事務所	975-0025
	ごみの集積場所の不法投棄	資源循環局青葉事務所 地域振興課資源化推進担当	975-0025 978-2299
	道路上、公園内のごみの不法投棄	青葉土木事務所	971-2300
	地域清掃「ごみ袋交付等支援」 〃　「清掃ごみの回収」	地域振興課資源化推進担当 資源循環局青葉事務所	978-2299 975-0025
	放置自動車を見つけた	資源循環局街の美化推進課	671-3817
	いわゆる「ごみ屋敷」についての相談	福祉保健課運営企画係	978-2433

	こんなとき	担当窓口	電話
水道	·水道使用開始・中止手続き ·使用水量・水道料金のお問合せ ·料金支払方法についてのご照会 ·水質検査の申し込み ·水源状況・水道工事・断水などのお問合せ ·その他、水道に関するお問合せ	水道局お客さまサービスセンター	847-6262
	受水槽の衛生管理について	生活衛生課環境衛生担当	978-2465
道路 下水道 河川	道路の維持管理・修繕、側溝の補修・清掃、 河川や水路の改修・修繕、公共下水道の整備・修繕、道路や水路と民有地の境界について 私道の整備助成について 車庫の出入口前の歩道、L型側溝、 縁石を切り下げる工事について ハマロードサポーターについて	青葉土木事務所	971-2300 （代表）
環境衛生	理容・美容・クリーニング業等の営業の相談をしたい	生活衛生課環境衛生担当	978-2465
空家	建物に関すること	区政推進課	978-2216
	火災に関すること	青葉消防署総務・予防課予防係予防担当	974-0119
	防犯に関すること	地域振興課	978-2299
	ごみに関すること	地域振興課資源化推進担当	978-2299
	衛生害虫等に関すること	生活衛生課環境衛生担当	978-2465
	道路側への樹木の繁茂について	青葉土木事務所	971-2300（代表）
	隣地側への樹木の繁茂について	区政推進課	978-2216
食品衛生	食品関係の営業の相談をしたい お祭り等での食品の提供について相談したい 食中毒について相談したい 食品や食品営業について苦情がある 食品衛生の情報がほしい	生活衛生課食品衛生担当	978-2463
ペット	飼い犬の登録がしたい 狂犬病の予防注射について 飼い犬が亡くなった際の登録の抹消について 住所変更に伴い飼い犬の登録も変更したい 犬猫の飼育相談・苦情がある 放たれている犬を収容してほしい 犬にかまれた　飼い犬が人をかんだので届け出たい	生活衛生課環境衛生担当	978-2465
害虫	ハチの巣の駆除方法を知りたい ネズミの駆除方法を知りたい アタマジラミの駆除方法を知りたい	生活衛生課環境衛生担当	978-2465
住宅	建築・宅地に関する一般相談・窓口案内	建築局情報相談課	671-2953
	中高層建築物の建設による住環境への影響について相談したい		671-2350
	住宅用家屋証明（新築）がほしい	よこはま建築情報センター	671-4503
	住宅用家屋証明（中古）がほしい	税務課土地担当	978-2248 ～50
	不動産の登記簿謄本がほしい	法務局青葉出張所	973-2020
	横浜市民火災共済への加入と相談	市民共済東神奈川普及サービスセンター	フリーダイヤル 0120-073-237
	公的な住宅を借りたい（市営） （県営） （UR賃貸住宅）	横浜市住宅供給公社 一般社団法人かながわ土地建物保全協会 UR横浜営業センター	451-7777 201-3673 461-4177

	こんなとき	担当窓口	電話
公園・緑	公園でのお祭りや撮影などについて 公園の遊具等の修理について 公園愛護会について 街路樹について	青葉土木事務所	971-2300 （代表）
	市民農園を申し込みたい	北部農政事務所	948-2477
	市民の森【制度全般について】	みどり環境局公園緑地事業課	671-3534
	市民の森【管理・運営について】	北部公園緑地事務所	353-1166
	人生記念樹を申し込みたい （出生・入学・成人・結婚・賀寿など）	みどり環境局環境活動事業課	671-3447
交通・共済	車庫証明がほしい 運転免許の更新・住所変更等をしたい	青葉警察署	972-0110
	普通車の登録・廃車	神奈川運輸支局	050-5540-2035
	軽自動車の登録・廃車	軽自動車検査協会神奈川事務所	050-3816-3118
	原動機付自転車（原付バイク）の登録・廃車	税務課市民税担当	978-2245
公害	騒音・振動	みどり環境局大気・音環境課	671-2483
	大気汚染・悪臭		671-2486
	水質汚濁	みどり環境局水・土壌環境課	671-2489
就労	就職に関する相談	ハローワーク港北	474-1221
	労働相談・職場での悩み相談	労働情報・相談コーナー	681-6553
	労働条件などの相談	横浜北労働基準監督署	474-1251
	高齢者の仕事・生きがい	シルバー人材センター緑事務所	935-0677
動物	アライグマ・ハクビシンなどの 野生鳥獣による生活被害に関する相談	みどり環境局環境活動事業課	671-3448
	飼い主がわからないケガをした犬 ・猫等を見つけたとき	生活衛生課環境衛生担当	978-2465
	犬・猫等小動物の死体処理をしてほしい	資源循環局青葉事務所	975-0025
災害	火災で被害を受け証明書が必要な場合 （来署前に電話連絡願います）	青葉消防署警防課調査担当	974-0119
	自然災害などで被害を受け証明書が必要な場合 （来庁前に電話連絡願います）	総務課庶務係	978-2213
災害時要援護者名簿等の取扱い	【制度全般について】	健康福祉局福祉保健課	671-4056
	【名簿の提供について】		
	「協定の締結について」	総務課	978-2213
	「名簿等の管理について」	高齢・障害支援課	978-2444
個人情報	個人情報利用に関する全般について	個人情報保護法相談ダイヤル	03-6457-9849
		市民局市民情報課	671-4321
	自治会・町内会に係る個人情報の相談	市民局地域活動推進課	671-2317
		地域振興課地域活動係	978-2291
その他	法人登記について ※自治会・町内会については地域振興課	横浜地方法務局	641-7461
	パスポート（旅券）の申請	神奈川県パスポートセンター	222-0022
		横浜市センター南パスポートセンター	507-4414

地域まつり開催の手続きについて

●場所に関する手続き

実施場所	届出・相談先
公園	青葉土木事務所 管理係 TEL 045(971)2300
学校	各学校
地区センター・スポーツセンター	各施設

●実施内容に関する手続き

実施内容	相談先
食品を提供する場合	生活衛生課　食品衛生担当 TEL 045(978)2463 ・行事の２週間前までに「行事開催届」を提出 （横浜市電子申請・届出システムを利用した届出も可能） ・ホームページで注意点や手続に関する動画の視聴、 届出様式のダウンロードが可能 【青葉区ウェブページ】 ・食品提供の計画がある場合は、早めにご相談ください
会場内で火を使用する （調理・発電機等）	青葉消防署総務・予防課予防係 TEL 045(974)0119 ・行事の５日前までに「露店等開設届出書」を提出 ・消火器等の基準がありますので事前にご相談ください
ステージイベントを行う	青葉消防署総務・予防課予防係 TEL 045(974)0119 ・行事の５日前までに「催物開催届出書」を提出 ・通路幅などの基準がありますので事前にご相談ください
祭りで出たごみの回収について （事業者のごみを除く）	資源循環局青葉事務所 TEL 045(975)0025
お神輿、露店などで交通規制をかける場合	青葉警察交通課交通総務係 TEL 045(972)0110 代表

【その他確認事項】

□ 会場のデザイン	配置・舞台・看板・本部・控室・トイレ等、動線（車両・関係者・来場者）も検討
□ 雨天対応	「いつ」「誰が」「どのような判断基準で」行うのか、告知方法
□ 保険契約	出演者・スタッフ・来場者・各設備備品等に対して傷害保険、賠償責任保険などをかける
□ 車両対策	関係車・一般車・駐車場

【その他チェック項目】

□ スタッフ（進行・案内・警備・整理・搬入・放送・救護・会計）
□ 会場設営・撤去
□ 火器・災害・事故対策
□ 清掃
□ 更衣室・控室・トイレ（架設等）

令和7年度

「地域活動推進費」
「地域防犯灯維持管理費補助金」
の概要

（自治会・町内会、地区連合自治会・町内会）

～重要なお知らせ～
要綱の改正等がある場合がありますので、手続きの際には、最新の様式を使用していただきますようご留意ください。

様式は青葉区連合自治会長会ウェブページからダウンロードできます。

青葉区連合自治会長会 で **検索**

http://www.aobakuren.net/

地域活動推進費補助金の概要

１ 趣旨

住民相互の連帯感の醸成を図るとともに、地域住民が地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的として、自治会・町内会及び地区連合自治会・町内会に対し補助金を交付されます。

２ ご提出いただく書類

自治会・町内会の皆様に書いていただく書類一式を、３月の区連会の配送ルートでお送りします（３月下旬)。ご記入いただき、必要書類を添付の上、期限までにご提出をお願いいたします。

補助金交付申請手続きの一年の流れ

月	３	４	５	６	７	８	９	……	翌３
① 現況届・口座振替依頼書	依頼	提出	※届出内容に変更がありましたら、随時ご連絡ください						依頼
②③補助金書類	依頼	申請(～６月末)			決定通知⇒請求				依頼

～申請までの流れ～

（※各書類は、必ず期限内にご提出ください）

３月下旬までに送付（区⇒自治会・町内会）

地域活動推進費補助金関係資料（手引・様式類一式）

区連会配送ルートで各自治会・町内会に３月下旬までに到着するよう送付します。

４月中旬までにご提出（自治会・町内会⇒区）

①現況届・口座振替依頼書

現況届に書かれた加入世帯数は、補助金申請の際の基準になります。
口座振替依頼書に押していただいた印鑑を補助金申請関連書類にご使用いただきます。
注意：加入世帯数は毎年４月１日を基準日とします。

６月末までにご提出（自治会・町内会⇒区）

②令和６年度　活動実績報告一式

1　活動実績報告書（第６号様式）
2　事業実績報告書（総会資料で代用可能）
3　収支決算書（補助対象経費が分かれば、総会資料で代用可能）
4　領収書その他の支出を証する書類またはその写し
（但し１件の金額が 10 万円以上のもの）
5　２者以上の市内事業者からの見積書等の写し
（但し１件の金額が 100 万円以上のもの）

③令和７年度　交付申請一式

1　交付申請書（第１号様式）
2　事業計画書（総会資料で代用可能）
3　収支予算書（補助対象経費が分かれば、総会資料で代用可能）
4　規約（令和６年度中に規約に変更があった自治会のみ提出）
地域防犯灯維持管理費補助金も申請する場合、下記の書類も提出
5　令和７年４月分の電気料金領収書のコピー
6　令和７年４月分の電気料金集約分内訳表の合計数の記載がある
最終頁のコピー

～書類提出後ご入金までの流れ～

７～９月　区⇒自治会・町内会
1　令和６年度の確定通知
2　令和７年度の交付決定通知
3　交付請求書様式（一部記入済）

↓

７～９月　自治会・町内会⇒区
1　令和６年度補助金の余剰金を返還（該当の自治会・町内会のみ）
2　令和７年度の交付請求書提出

↓

随　時　区⇒自治会・町内会
補助金の支払い手続き・支払い（口座へのお振込み）

３ 補助金交付額

・自治会・町内会
「900 円×加入世帯数」　と　「補助対象経費×1/3」
を比べて低い方の金額
・地区連合自治会・町内会
「170 円×加入世帯数＋50,000 円」と「(補助対象経費－120,000 円)×1/3」
を比べて低い方の金額に「120,000 円」を加えた金額

地域防犯灯維持管理費補助金の概要

地域防犯灯維持管理費補助金の手引き・申請書等は、以下のウェブページでダウンロードできます。

○ 青葉区連合自治会長会ウェブページ（http://www.aobakuren.net/）

青葉区連合自治会長会　地域防犯灯維持管理費補助金　で　検索

１ 趣旨

自治会町内会等が行う地域防犯灯維持管理費についての補助金を交付することにより、街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図ることを目的とします。

２ 申請

地域防犯灯維持管理費補助金は、**地域活動推進費補助金と同一の申請書**で申請を行います。

【補助対象】

毎年４月１日時点において、自治会・町内会が維持管理を行っている地域防犯灯

【補助金額】

１灯につき、年額 2,200 円（定額）　（令和６年度実績）

※補助金額は、照明の明るさ（10W・20W・40W・100Wなど）に関わらず、１灯あたり年額 2,200 円 となります。

【申請期間】 ４月から６月末まで

【申請場所】 地域振興課地域活動係　℡９７８－２２９１

３ 補助対象

補助対象となる地域防犯灯は、令和７年４月１日現在設置されており、夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、公衆の用に供する道路を照明するために設置されたＬＥＤの照明灯で、設置に係る基準等が横浜市防犯灯設置基準 第３条第１号から第４号までの規定を満たすもののうち、次に示すどちらかとします。

（１）自治会・町内会等が所有し、かつ、維持管理しているもの

（２）自治会・町内会等の所有となっていないもの、（１）の地域防犯灯に準ずるものとして自治会・町内会等が認め、維持管理を行い、かつ維持管理に要する経費を負担しているもの

※（２）の補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。

※ 29 年度以降新たに設置する地域防犯灯は、LED 防犯灯のみが補助対象となります。

（28 年度までに設置された地域防犯灯については、これまで通り蛍光灯でも対象となります。）

次の照明灯は、補助対象となりません。

（ア）横浜市が設置した防犯灯

（イ）集合住宅（アパートやマンション等）の敷地内等で、専ら居住者が使用する通路を照らしている照明

（ウ）公園灯、足元灯、駐車場・駐輪場等の照明、その他ネオンサイン等の装飾を目的とした照明

（エ）商店街灯

巻末資料

令和7年度新規・拡充補助金

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 制度概要

1　目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

ついては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取組みを通じ、地域コミュニティの活性化に繋げていきます。

2　緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和６年 11 月 22 日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」であると示されたことから、令和７年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

3　補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

4　補助要件

（1）自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの

（2）本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの

（3）令和７年４月１日から同年 10 月 31 日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの

（4）交付申請兼実績報告書を令和７年 10 月 31 日までに提出可能なもの

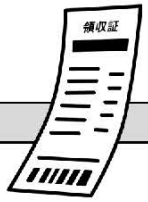

5　補助率、補助上限額等

（1）補助率　10 分の９

（2）補助上限額　20 万円　※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）

◆１団体につき、申請は１回です。

６　補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

（例）

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	・青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用 ・地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入
②防犯啓発グッズの作成・購入	・防犯啓発用のぼり旗の購入 ・各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入 ・防犯啓発チラシの作成
③センサーライト等の灯りの整備	・地域の暗がりを解消するためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 （自治会町内会管理である旨明示すること）
④その他防犯設備機器の整備	・防犯カメラ等の防犯設備機器の整備 ・整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 （自治会町内会管理である旨明示すること）
⑤防犯講座の開催	・地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用 ・講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用 ・講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入
⑥その他、上記に該当しない防犯に資する取組	・迷惑電話防止装置を見守りの必要な方に貸与 ・見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

７　補助対象外事業

（１）地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみの防犯対策に留まるもの

（２）　地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの

（３）第三者に寄附（ＬＥＤ防犯灯寄附要綱に基づくＬＥＤ防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等をすることを目的として実施するもの

（４）補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

8　補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

（1）各種保証・保険料、振込手数料

（2）既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費

（3）サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料

（4）ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額

（5）使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用

（6）飲食等に要する費用

（7）政治的活動又は宗教的活動に資する費用

（8）交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費

（9）本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

9　手続の流れ　（下線部：申請団体が実施）

（1）団体内の意思決定

（2）**事業（取組）の実施、支払い等：令和７年４月１日（火）～10 月 31 日（金）**

（3）**交付申請兼実績報告の提出：令和７年４月１日（火）～10 月 31 日（金）**

（4）交付決定兼交付額確定の通知

（5）補助金請求書の提出：令和７年 12 月 26 日（金）まで

（6）補助金の振込

10　よくある質問

	質　　問	回　　答
(1)	不明点はどこに問合せればよいか	今回お示しした内容より詳しいことは、未定の部分が多くありお応えできかねますので、しばらくお待ちください。 ３月 12 日開催の市連会定例会で詳しくお知らせし、同日ホームページにも掲載します。あわせて、４月１日以降のお問合せ・受付窓口（事務を委託する事業者）についても、電話番号、電子メールアドレスのほか、申請書類の郵送先住所（市内郵便局私書箱宛ての予定）をご案内します。
(2)	申請の提出方法は	４月１日から受付窓口（委託事業者）にて、郵送又は電子メールでの受付を開始します。持参による提出を特に希望する場合は、区地域振興課にお預けください。

(3)	領収書の写しの添付は省略できるのか	国の交付金を利用し実施することもあり、省略はできません。令和７年４月１日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付がなければ補助金の交付はできませんので、必ず領収書を手配してください。
(4)	防犯カメラの設置に使えるのか	利用できます。『地域防犯カメラ設置補助金』では補助対象外となる、自治会町内会がマンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラの整備などにも利用できます。なお、防犯カメラを設置する際には「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に沿った運用が必要です。
(5)	自治会町内会が維持管理する地域防犯灯の整備に使えるのか	利用できます。灯具の購入費、独立柱を建てる等の付帯設備の設置費を含む工事費だけでなく、同所に整備する場合の既存設備の処分等に関する費用も経費も対象となります（撤去のみの実施には使えません）。なお、街路灯に用いる蛍光灯は、令和９年末までに製造及び輸出入が禁止されますので、この機会に、所有する地域防犯灯を蛍光灯からＬＥＤに交換することを御検討ください。
(6)	お金を立替えて取組を実施した後に申請するのか	お見込みのとおりです。地域の皆様にとって必要な防犯対策を速やかに行っていただけるように、清算払いによる事業実施後に、補助申請と同時に実績報告をいただく制度としました。
(7)	実施後に「この取組は交付対象外」と言われては困る	地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組について、広く補助の対象としています。補助対象の取組の具体例（上記６）を参考としていただきながら、地域で必要な防犯対策の検討を進めてください。 ※補助対象外経費（上記７・８）にもご注意ください。
(8)	予算が不足することはないのか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの自治会町内会等からのご申請にお応えできるよう十分な予算案としております。 是非、自治会町内会内で情報共有いただき、ご検討を始めてください。
(9)	令和８年度以降も続く制度か	いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生する中で、市民の皆様等からの不安の高まりのお声を受け、令和７年度は、国の重点支援地方交付金を利用して緊急的に実施するものです。

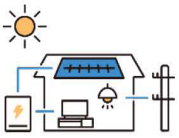

自治会町内会館 脱炭素化推進事業補助金

令和7年度も、自治会館等への省エネ設備の導入補助 実施予定

4月1日～ 申請開始

■対象製品

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
補助上限額 **60万円**	補助上限額 **130万円**	断熱窓 太陽光発電設備 蓄電池
省エネ性能 ★★★★☆4.0 ・統一省エネラベル省エネ性能★４つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 電球形 LED ランプのみの交換も対象（トップランナー基準達成製品）	家庭用 省エネ性能 ★★☆☆☆2.4 統一省エネラベル省エネ性能★2.4 つ以上 業務用 トップランナー基準達成製品	補助上限額 合算で **200 万円** いずれかの実施でも申請ができます。

■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※6年度同様に、会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。

Q：6年度、この補助金を利用してエアコンを導入したが、7年度、別の場所のエアコンや断熱窓の補助金利用はできるのか？
A：ご利用いただけます。

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

手続きの詳細は、3月の市連会・区連会でお知らせし、3月12日頃ホームページに掲載予定です

［参考］6年度補助制度の内容

←市 WEB
6年度補助制度紹介ページ

横浜市　会館脱炭素

担　当：市民局地域活動推進課
連絡先：045-671-2317
sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp